

1

2 3-2 プログラム責任者

3

4 プログラム責任者は、研修医ごとに臨床研修の到達目標の
5 達成状況を把握し、研修プログラムにあらかじめ定められた
6 研修期間の終了時までに、全ての研修医が臨床研修の到達目
7 標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行
8 うとともに、その研修期間の終了の際には、研修管理委員会
9 に対して、研修医ごとに臨床研修の到達目標の達成状況を報
10 告することとなっている。

11 プログラム責任者は、定期的に、さらに必要に応じて隨時
12 各研修医の研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足
13 している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供
14 する等、~~研修医が~~有効な研修が行えるよう配慮するべきであ
15 る。

16

17 3-3 研修管理委員会

18

19 研修管理委員会は、研修医の管理及び研修医の採用・中断
20 ・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括を行うこととされ、
21 ~~研修医の~~研修期間終了に際しては、研修医の評価を行い、管
22 理者に対し、当該研修医の評価を報告しなければならないこ
23 ととなっている。

24 また、同委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困
25 難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた
26 臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、~~当~~
27 ~~該研修医の~~臨床研修の中断を勧告することができることとな
28 っている。

29 同委員会においても、必要に応じて指導医やプログラム責